

会 議 録

会議の名称	令和4年度第2回本庄市地域包括支援センター運営協議会
開催日時	令和5年3月10日(金) 午前・午後 1時 30分から 午前・午後 1時 55分まで
開催場所	本庄市役所 職員厚生室
出席者	委員：高橋茂雄委員、高橋公男委員、竹内靖委員、金井安枝委員、 恒屋昌一委員、富沢峰雄委員、太田行信委員、伊藤友吉委員、 五十嵐清美委員、金子健一委員、江原裕美委員 地域包括支援センター：(本庄西地域包括支援センター) 山田氏 (本庄東地域包括支援センター) 河田氏 (本庄南地域包括支援センター) 赤塚氏 (児玉地域包括支援センター) 須藤氏 事務局：介護保険課：武政課長、土屋課長補佐、山口係長、沖田 生活支援課：三井田課長、吉田課長補佐
欠席者	なし
議題 (次第)	1 開会 2 あいさつ 3 議題 報告事項 (1) 本庄市地域包括支援センター運営方針(案)について (2) 令和4年度の市及び地域包括支援センターの事業評価について (3) 介護予防支援等委託先事業所について 4 その他 5 閉会
配付資料	1. 令和4年度第2回本庄市地域包括支援センター運営協議会会議次第 2. 資料1：本庄市地域包括支援センター運営方針(案) 3. 資料2：令和4年度の市及び地域包括支援センターの事業評価について 4. 資料3：介護予防支援等委託先事業所について 5. 資料4：市町村保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金の集計結果 6. 資料5：地域包括支援センター契約書一部抜粋 7. 本庄市地域包括支援センター運営協議会委員名簿 8. 報酬支払明細書
その他特記事項	・発言した委員の氏名は公表しない。

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局	<p>これより、令和4年度第2回本庄市地域包括支援センター運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p style="text-align: center;">(事前資料及び当日配付資料確認)</p> <p style="text-align: center;">(会議成立及び傍聴希望者報告)</p> <p>次に本日の会議でございますが、本会議は、11名の委員の皆様にご出席をいただいています。運営協議会設置要綱第5条第2項の規定により成立いたしましたことをご報告いたします。</p> <p>なお、本運営協議会は設置要綱第6条により会議の公開が規定されておりますが、本日は会議開始前に傍聴の申し出はありませんでした。</p> <p>では、これより会議に入らせていただきますが、本日の会議は2部構成となっております。はじめに地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。引き続き地域ケア推進会議を開催します。この地域ケア推進会議でございますが、平成25年度厚生労働省通知にて、地域包括支援センター運営協議会が地域ケア推進会議を兼ねることができるとされており、平成28年度より地域ケア推進会議を開催しているところでございます。</p> <p>では、始めに会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
会 長	<p>本日は、お忙しいところご参加ありがとうございます。</p> <p>2025年、そして2040年におきましても地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムを効率よく、また適切に機能しますように、当運営協議会も設置されております。</p> <p>本日は、委員の皆さまに、ご意見ご提言がございましたら、どうぞ忌憚のない発言をいただけたらと思います。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは議事に入りますが、議長は、地域包括支援センター運営協議会設置要綱第5条第1項の規定に従いまして会長をお願いいたします。</p>

様 式

議 長	<p>それでは、議事の進行につきまして、皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>まず、議事録署名人の指名を行います。名簿順で、本日は伊藤委員と五十嵐委員に議事録署名人をお願いいたします。</p> <p>それでは、報告事項（１）の「本庄市地域包括支援センター運営方針（案）について」、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、差し替え資料１「本庄市地域包括支援センター運営方針（案）について」説明させていただきます。</p> <p>（事務局による修正か所を含む内容の説明及び協議会直前に委員から指摘か所があり修正する旨を説明した。）</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>委員からの指摘により修正する部分はどこになりますか。</p>
委 員	<p>１点目は２ページ目、地域ケア会議の運営方針の下から２行目のカッコ内を「既存のサービスや地域の支え合い等で解決する取組。そこでは解決できないため市の施策で解決する取組。」とし、</p> <p>２点目は５ページ目の⑤の３行目を「より」ではなく「よる」とすれば文章的につながりますと、さきほど事務局にお話ししました。</p>
議 長	<p>事務局で適切な文言に直して、再度配ってください。</p>
事務局	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>説明は以上でよろしいですか。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。</p>
議 長	<p>質問等、特にないようでしたら、次の報告事項（２）「令和４年度の市及び地域包括支援センターの事業評価について」、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、報告事項（２）の「令和４年度の市及び地域包括支援センターの事業評価について」説明させていただきます。</p> <p>（事務局による内容説明）</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問等がありますか。</p>

委員	この事業評価は満たしているべき要件として必要だと思いますが、その上で評価を行うものなのではないでしょうか。こちらの事業評価は要件を満たしていることについて報告いただければ、図として表示するまでもないのではないかと思います。
事務局	こちらの事業評価に関しましては、年に1度国が「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化」として実施しております「地域包括支援センター運営状況調査」に基づいた評価となっております。 委員の仰るとおり毎年ほぼ100%の評価である以上、評価を満たしているといった報告のみでも問題がないと感じられることもあると思われます。 今後につきましては、この評価を基にした自己点検による運営の改善、機能強化を図れるような取組についても検討したいと思っております。
議長	他に何か、ご意見・ご質問等がありますか。 特にないようでしたら、次の報告事項の(3)「介護予防支援等委託先事業所について」事務局より説明をお願いします。
事務局	報告事項(3)の「介護予防支援等委託先事業所について」説明させていただきます。 (事務局による一部修正か所を含む内容説明) 以上でございます。
議長	さきほどの説明の中の、陽寄りの丘のチェックが本庄市でなく美里町につくのが正しいということですが、この件に関してはいつ分かったのですか。
事務局	協議会の開始直前に、西包括から指摘があり判明いたしました。
議長	分かりました。 それでは、(4)その他ということで事務局何かございますか。
事務局	事務局から当日資料としてお配りした、資料4について説明させていただきます。 (事務局による内容説明) 以上でございます。
議長	資料4については、順位の移動と得点の変動、そのことによって、交付金の金額にも変化があるということですね。

様 式

事務局	そのとおりです。
議 長	では、続いて資料5について説明をお願いします。
事務局	続きまして、資料5について説明させていただきます。 (事務局による内容説明) 以上でございます。
議 長	今の説明は地域包括支援センターの不利益にならないようにという趣旨のもとに変更するわけですね。
事務局	そのとおりです。
議 長	他に何かご意見・ご質問等なければ、議事を終了し、令和4年度第2回本庄市地域包括支援センター運営協議会を終了とさせていただきます。